
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 3 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に関するアジェンダ決定案の内容及び IFRS-IC 会議の主な議論を説明し、当委員会事務局の対応（案）について、ご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 背景

要望の概要

2. 2016 年 11 月の IFRS-IC 会議で IFRS-IC は、企業が IFRS 第 9 号を適用する際、償却原価で測定される金融負債が次の条件になった場合の利得又は損失を、純損益に含めて認識すべきかどうかについて明確化を求める要望について議論した。
 - (1) 金融負債について条件変更又は交換され、かつ、
 - (2) 当該条件変更又は交換により当該金融負債の認識の中止が生じない場合
3. 本論点について議論した結果、IFRS-IC はすべての認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換により生じたキャッシュ・フローの変化を含む、すべての見積られた支払又は受取りの修正に対して IFRS 第 9 号 B5.4.6 項を適用する結論を示した。

IFRS 第 9 号 B5.4.6 項

企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合（5.4.3 項に従った条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く）には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債（若しくは金融商品グループ）の償却原価を修正しなければならない。企業は、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利（若しくは、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）、又は、該当がある場合には、6.5.10 項に従って計算した改訂後の実効金利で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

4. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）を適用した実務に関するアウトリーチにおいて、認識の中止が生じない金融負債の条件又は交換に対して IFRS 第 9 号が要求する会計処理を明確にすることは有益であるという結果が示された。
5. 多数の IFRS-IC メンバーは、多くの企業が IFRS-IC の導いた結論に気づいておらず、彼らが IFRS 第 9 号を初度適用する際に現行の会計処理を変更する必要があることに気づいていないことを懸念した。
6. よって、IFRS-IC は IFRS 第 9 号を適用した認識の中止が生じない金融負債の条件又は交換の会計処理の説明をするため、解釈指針の公開草案を開発することを暫定決定した。

2017 年 2 月の IASB ボード会議

7. IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック第 7.10 項に従い、2017 年 2 月の IASB ボード会議で前述の IFRS-IC の暫定決定について議論された。

IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック 第 7.10 項

IASB メンバーは、解釈指針案の書面投票用草案を受け取る。書面投票のプロセスの間に 4 名以上の IASB メンバーが解釈指針案の公表に反対した場合には、解釈指針案は公表されない。IASB メンバーの反対により解釈指針案を公表しない場合、IASB は、解釈指針案を修正して公表すべきか、当該事項を解釈指針委員会に差し戻すか、IASB 自身の技術的作業計画に加えるか、あるいはそれ以上の処置をしないのかを決定しなければならない。

8. IASB は IFRS-IC の技術的な結論について賛成したものの、解釈指針の公開草案を公表することを支持しなかった。
9. IASB ボードは IFRS 第 9 号の原則と要求事項は、企業が認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理をするための適切な基礎を提供していると結論づけた。本議論について解釈指針の公開草案を公表するとなると、基本的に IFRS 第 9 号で既に要求されている会計処理を明確にする手段として使用されるにすぎないことが予想された。したがって IASB ボードは本議題について基準設定は要求されないと判断し、12 人の IASB ボードメンバーが解釈指針の公開草案を公表することについて反対した。
10. しかしながら、IASB ボードは本議題の重要性を考慮すると、解釈指針以外の方法で認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の会計処理を明確化する必要があるとし、IFRS-IC に教育的なアジェンダ決定及びウェブキャスト等、別の教育手段を

進めることを提案した。

過去の ASBJ における議論

11. 第 9 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2016 年 12 月 16 日開催）においては、実務上のばらつきを考慮して IFRS-IC による解釈指針の開発を支持する意見が聞かれた。また、基準の明確化のために解釈指針の開発が本当に必要なのかという質問がなされた。

III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

スタッフから IFRS-IC への質問

12. スタッフから IFRS-IC メンバーに次の質問がなされた。
 - (1) IASB ボードから提案の教育的なアジェンダ決定の公表に賛成するか。
 - (2) IASB ボードの提案に賛成する場合、付録 A で説明されたアジェンダ決定案に賛成するか。

IFRS-IC 会議での議論の結果

13. 今回の IFRS-IC 会議では、本件について、IFRS-IC メンバーから、次のようなコメントが示された。
 - (1) 多くの IFRS-IC メンバーは基準の明確化を高めるために解釈指針の開発を行う旨の IFRS-IC の暫定決定に、IASB ボードが反対したことを歓迎しなかった。
 - (2) 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換に関して、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号は違う会計処理を要求していることを明確化する必要がある。
 - (3) 企業が IFRS 第 9 号の適用によって、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換について会計方針を変更することになる場合、企業は IFRS 第 9 号の 7.2 節に定める一定の救済措置を適用する場合を除き、遡及適用することになる。
14. また、議論の結果、IFRS 第 9 号の原則と要求事項は、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換についての会計処理の適切な基礎を企業に提供していることを確認した上で、本議題を基準設定のアジェンダに追加しないでアジェンダ決定案とすることを決定した。

IV. 今後の予定

15. アジェンダ決定案については、2017年5月22日までコメントを募集している。
IFRS-ICは、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙1)

IFRIC Update に掲載されたアジェンダ決定案の仮訳**IFRS 第9号「金融商品」－ 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換**

解釈指針委員会（以下、委員会）は、金融負債の認識の中止が生じない、償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換の会計処理に関する要望を受けた。より具体的には、この要望は、IFRS 第9号を適用した場合に、企業がこのような条件変更又は交換から生じた金融負債の償却原価の修正を当該条件変更又は交換の日に純損益に認識すべきかどうかに関するものであった。

委員会は、IFRS 第9号のB5.4.6項の要求事項は支払又は受取りの見積りのすべての改訂（金融負債の認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換から生じるキャッシュ・フローの変動を含む）に適用されることに留意した。このことは、認識の中止が生じない金融資産の条件変更に関するIFRS 第9号の要求事項、及びIFRS 第9号の付録Aにおける償却原価の定義は金融負債及び金融資産両方に適用されることと整合的である。

したがって、委員会は、認識の中止が生じない、金融負債の条件変更又は交換にIFRS 第9号のB5.4.6項を適用するものと結論付けた。この場合、企業は条件変更後の金融負債の償却原価について、条件変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利を用いて割り引くことによって再計算することになる。企業は、当該金融負債の償却原価の修正を、条件変更又は交換の日に収益又は費用として純損益に認識する。

委員会は、IFRS 第9号が、金融資産の条件変更の会計処理に関連して、IFRS 第9号5.4.3項に追加的な文言を導入したことに留意した。委員会は、企業がIFRS 第9号の適用によって、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換について会計方針を変更することになる場合、企業はIFRS 第9号の7.2節に定める一定の救済措置を適用する場合を除き、遡及適用が要求されることになることを指摘した。

委員会は、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換を企業が会計処理にするにあたり、IFRS 第9号の原則及び要求事項が十分な基礎を提供していると結論付けた。したがって、委員会はこの問題を基準設定のアジェンダに追加しないことを[決定した]。

(別紙 2)

付録 A アジェンダ決定案(2017年3月 IFRS-IG 会議のアジェンダ・ペーパーにおける IASB スタッフの提案)の仮訳

A1. スタッフは次の文章をアジェンダ決定案として提案する。初めの3段落は1つの例外を除いて2016年11月のIFRICアップデートを反映したものである。第1段落の初めの文章で、質問の金融負債が償却原価で測定されることを明確にするために「償却原価で測定される」という文言が追加された。

IFRS 第9号「金融商品」－ 認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換

解釈指針委員会（以下、委員会）は、金融負債の認識の中止が生じない、償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換の会計処理に関する要望を受けた。より具体的には、この要望は、IFRS 第9号を適用した場合に、企業がこのような条件変更又は交換から生じた金融負債の償却原価の修正を当該条件変更又は交換の日に純損益に認識するかどうかに関するものであった。

委員会は、IFRS 第9号のB5.4.6項の要求事項は支払又は受取りの見積りのすべての改訂（金融負債の認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換から生じるキャッシュ・フローの変動を含む）に適用されると結論を下した。委員会は、これが、認識の中止が生じない金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関するIFRS 第9号の5.4.3項の要求事項及びIFRS 第9号の付録Aにおける償却原価の定義と整合的であることに留意した。さらに、認識の中止が生じない金融負債の条件変更又は交換の場合には、当該金融負債は引き続き同一の金融負債として会計処理される。

委員会は、金融負債のこのような条件変更又は交換にIFRS 第9号のB5.4.6項を適用して、企業は条件変更後の金融負債の償却原価を、条件変更後のキャッシュ・フローを当初の実効金利を用いて割り引くことによって再計算する結論を下した。企業は、当該金融負債の償却原価の修正を、条件変更又は交換の日に収益又は費用として純損益に認識する。

現行のIFRS基準と照らして委員会は結果として解釈指針及び基準の修正は必要がないことを決定した。委員会はこの問題をアジェンダに追加しないことを決定した。

(別紙 3)

関連する基準等

IAS 第 32 号第 35 項

金融負債である金融商品又はその構成要素に関連した利息、配当、損失及び利得は、純損益に収益又は費用として認識しなければならない。資本性金融商品の所有者に対する分配は、資本に直接認識しなければならない。資本取引の取引コストは、資本からの控除として会計処理しなければならない。

IFRS 第 9 号 B3.3.2 項

負債性金融商品の発行体が当該金融商品を買戻す場合には、たとえ発行体が当該金融商品のマーケットメーカーであるか又は短期間に再売却する意図であるとしても、当該債務は消滅する。

IFRS 第 9 号 B3.3.6 項

3.3.2 項の目的上、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払い手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合である。負債性金融商品の交換又は手数料は、全て消滅による損益の一部として認識される。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却される。

IFRS 第 9 号 5.4.3 項

金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により本基準に従って当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならず、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならない。金融資産の総額での帳簿価額は、再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については信用調整後の実効金利）あるいは、該当がある場合には、6.5.10 項に従って計算した改訂後の実効金利で割り引いた現在価値として再計算しなければならない。発生したコスト又は手数料は、条件変更後の金融資産の帳簿価額の修正とし、条件変更後の金融資産の残りの期間にわたり償却される。

IFRS 第 9 号 B5.4.6 項

企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合（5.4.3 項に従った条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く）には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債（若しくは金融商品グループ）の償却原価を修正しなければならない。企業は、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利（若しくは、購入

又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利)、又は、該当がある場合には、6.5.10項に従って計算した改訂後の実効金利で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

IAS 第 39 号 AG8 項 (IFRS 第 9 号 B5.4.6 項と類似)

企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産又は金融負債（あるいは金融商品のグループ）の帳簿価額を修正しなければならない。企業は、帳簿価額の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利（又は、該当があれば、第 92 項に従って計算した改訂後の実効金利）で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

IAS 第 39 号第 40 項

現在の借手と貸手との間での、著しく異なる条件による負債性商品の交換は、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。同様に、現存する金融負債又はその一部分の条件の大幅な変更は、（債務者の財政的困難によるものかどうかを問わず）従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。

IAS 第 39 号 AG62 項

第40項の目的上、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合である。負債性商品の交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理される場合には、発生した費用又は手数料は、すべて消滅による損益の一部として認識される。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、変更後の負債の残存期間にわたって償却される。

以 上